

安心デバイス規約

第 1 条(会員補償制度)

1. 当社は、会員が当社からの案内で契約した端末を破損、盗難、水没、故障により、警察および当社への届け出がなされ、これによって 本会員が被る損害をてん補又は機器交換します。ただし免責は20,000円とします。

2. 補償対象端末は、利用者が所有し、その条件・除外対象は以下のとおりとなります。

◆対象端末の条件

a. 利用者の所有する端末。

b. 利用契約の締結をした日以降の日において、画面割れ、外装(ケース)割れ、水濡れ等がなく正常に動作している端末。

◆対象端末から除かれるもの

a. 対象端末の付属品・消耗品(AC アダプタ・ケーブルなど)

b. 過去に当該対象端末のメーカー修理(メーカーが指定する正規の修理拠点で修理された端末)以外で修理・加工・改造・過度な装飾がされた と当社が判断した端末。

c. 第三者の紛失、盗難の被害対象品(違法な拾得物等)である端末。

3. 「故障等」の内容

a.自然故障

・・・対象端末の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した全損又は一部損の故障をいいます。

b.破損

・・・対象端末を利用者の軽過失又は不可抗力(下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。)により、破損させてしまった場合の全損 又は一部損の故障をいいます。

c.水濡れ・水没・・・対象端末を利用者の軽過失又は不可抗力(下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。)により、水濡れ・水没させてしまった場合の故障をいいます。

※全損・一部損

・・・全損は、上記 a・b を原因とした故障であり、かつ修理店(当社の修理サービスも含みます。)での全損判定や部品の生産終了、欠品等により 修理不可とされる場合をいいます。一部損は、全損に該当しない場合をいいます。※対象端末本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障等に含まれません。

※対象端末が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っている場合は、故障等に含まれません。

4. 次の場合、当社はてん補の責を負いません。

(1) 会員の故意または重大な過失に起因する損害

(2) 損害の発生が補償期間外の場合

(3) 会員の家族、同居人、留守人その他の会員の委託を受け身の回りの世話をする者など、会員の関係者自らの行為または加担した機器損害に起因する場合

(4) 本条第 4 項の義務を会員が怠った場合

(5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合

(6) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害

(7) 破損した機器が機器メーカーによる補償が対応される場合

(8) 対象端末が複数に分解される等、壊滅的な損害を被っていると当社が判断する場合。

(9) 利用者の申告する故障・障害を当社が確認できない場合。

(10)本サービスを解約した月の翌月以降に本サービスの提供の請求をした場合。

(11)本機器購入の時点で初期不良であった場合(リコール対象となった部位等に係る故障を含みます。)

(12)対象端末の本サービスの対象となる故障等以外の損害、附属的損害又は間接的損害。

(13)メーカー・型番・製造番号の確認の取れない対象端末の場合。付属品・バッテリー等の消耗品、またはソフトウェア・データ破損・周辺機器等の、故障等の場合(コンピュータウイルス、データ損失による故障等を含みます。)

(14)自然消耗、経年劣化、サビ、カビ、腐敗、変質・変色、電池の液漏れその他類似の自由に起因する故障等の場合。擦り傷、汚れ、しみ、焦げ、ドット抜け等、対象端末の通信機能に直接関係のない外形上の損傷の場合又は又通常の使用に支障をきたさない範囲の動作の不具合の場合。

(15)利用者が利益を得る目的で本サービスを利用するなど、本サービスの利用について当社が不当であると判断した場合。

(16) その他本規約に違反する使用に起因する損害

5. 本会員は、損害請求する場合、損害の発生を知った日から 30 日以内に当社が損害のてん補に必要と認める書類を当社に提出するとともに、当社または当社の委託を受けた者が被害状況等の調査を行う場合、これに協力するものとします。

6.年に一度のみ請求できるものとします。

7. 交換品提供サービス

a. 機器補償サービス提供期間中に、故障等した対象端末につき、当社による修理サービスの提供が困難な場合、当社が指定する端末(交換品)を当社が利用者 に提供します。

b. 当社が指定する端末は、予告なく変更されます。

c.当社が、利用者に交換品提供サービスを 제공하는場合、又は交換品提供サービスの提供において補償上限金額を超え、利用者負担が生じる 場合には、当社は、利用者に当該交換品提供サービスの提供を受けるか否か、受ける場合の端末からの選択につき、確認の連絡をするものとし、当該確認時に利用者の意思が確認できた場合に、当社が当該交換品提供サービスの提供を再開するものとします。

d. 交換品提供サービスが提供された場合、利用者が当社へ送付した故障等した対象端末については、利用者は所有権を放棄したものとし、当社が処分できるものとします。

e. 利用者は、当社から交換品を受領した後、交換品に故障がないことを確認します。交換品に故障があることが確認された場合、利用者が交換品受領後8日以内に当社へ連絡することとします。なお、利用者から当社へ当該連絡がない場合は交換品に故障がないものとみなします。また、利用者が交換品を当社の指定した店舗等で受領した場合は、その場で確認するものとします。

f. 交換品に故障がある旨、利用者から当社に連絡があり、当社が当該交換品に故障等があるものと判断できた場合には、当社から利用者へ新たな別の交換品(以下「新交換品」といいます。)を利用者へ発送するものとします。

g. 利用者は、新交換品を受領した場合、それに付属する送付キットにより、故障等のある交換品を送付キットにより当社へ送付するものとします。このとき、故障等のある交換品について当社への返送が、利用者が新交換品を受領してから 8 日以内に当社が確認できない場合には、当社は、返送されない交換品の対価に相当する金員の支払請求をします。

提出必要書類

【一部故障・破損の場合】

1当社所定の事故状況説明書兼請求書 2修理領収書、見積書、修理に関するメーカー、店舗等のレポート等一部故障を証明できるもの 3損害状況・損害品の写真

4その他当社が求めた書類、写真

【全損・紛失の場合】

1当社所定の事故状況説明書兼請求書 2修理に出した際の見積書または修理に関するメーカー、店舗等のレポート等の対象端末が全損したことが証明できるもの 3交換・新規購入した際の領収書等、対象端末に代わる端末を新規購入したことが証明できるもの 4盗難・遺失物届出に伴う警察署発行の証明書(届出受理番号が証明できるもの) 5火災等の場合、罹災証明書(消防署)

6その他当社が求めた書類、写真

第 2 条(料金)

本サービスの月額基本料金は、2,200 円(税込)とします。

第 3 条(料金)

「NP WIMAX」と本サービスの同時新規契約時に限り、申込月未までの本サービス料金を無料といたします。

第 4 条(サービス期間)

当社は、NP WIMAX の利用期間中において、本サービスを提供します。

第 5 条(本サービスの利用方法) 本サービスの、利用方法は以下の通りとなります。

1)本サービス利用

本サービスの利用のご相談は当社が運営する「NP WIMAX カスタマーセンター」に、直接お電話でご連絡下さい。2)本サービスの利用の際、お客様自身が本サービスに加入されていることを申込書もしくはお電話にて申告することとします。

第 5 条(免責事項)

本サービス提供における当社の責任範囲は以下の通りといたします。

1) 当社は、本サービスの提供に起因して発生したデータの喪失、データの機能性の喪失、ソフトウェアの喪失、使用不能、それらから引き起こされる間接的損害、特別損害、偶発的損害、および逸失利益についての責任を負いません。また、対象機器内の全てのソフトウェアとデータファイルのバックアップはお客様の責任で行うものとします。

第 6 条(サービス利用の停止) 当社は、お客様が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、事前にお客様に連絡することなく直ちにお客様の本サービスの利用を停止できるものとします。

1) お客様の本サービスの申し込み時、本サービスの利用受付時の情報に虚偽が発覚した場合

2) お客様が本規約のいずれかに違反した場合

3) お客様が法令に反する行為を行った場合

4) お客様が NP WIMAX サービスの利用料金の支払を滞った場合